

発行所
白石市役所議室
企画審査課小路35
白石市桜TEL(代)2111
発行定日 毎月15日
(売価1部2円)



▼ 1面…新年のご挨拶
 オ 2面… ク
 モ 3面… ク
 ナ 4面…個人事業税の改正
 内 容 ▲ について

新年おめでとうございます

昭和 37 年元旦

てから既に九年目の春を迎えたが、市民の皆さま方の絶えない御力と市議会を始め各関係団体の御協力をによりまして、年と共に田園観光都市、産業、文化の都市としての市勢が振興発展しつゝありますことは洵展しつゝありますことは洵に御同慶に堪えないところでありますと共に深く感謝の意を表する次第でございります。

私は就任以来、平和にして住みよい郷土、文化的で明るい白石市建設の抱負を



市民の皆さん。新年おめでとうございませ
す。昭和37年の新春に当り市政だよりを通じて市民の皆さま方に、新年のご挨拶を申し上げます。

市民各位のご信託のもとに市長に就任致してからここに満八年になろうとしておりますが、その間皆さま方から賜りましたご支援に対し、深く御礼申しあげる次第でございます。

白石市が誕生いたしまし

以て、あらん限りの努力を
続けて参りましたが、財政
再建の指定都市であります
関係上その推進が容易でな
いことは、洵に遺憾とする
ことです。

しかしながら昨年中は関
係各位の絶大なる御支援ご
協力によりまして宿願の東
北本線の電化、東白石駅の
開駅、藏王有料道路の開設
等によつて農林業の所得増
加を図ると共に、他面商工
業の発展による近代的都市
化による農業経営の合理化
等によって農林業の振興も一進する
所存でございます。

特に東北本線福島、白石
岩沼間の複線化の早期着工
は、我が郷土の振興上最も
重要問題でございますので
南蔵王観光資源の開発と共
に一層の努力致す考え方でござ
います。

以上年頭に当りまして、
市民の皆さま方の田頃のご
支援に対し感謝の意を表し
ますと共に、所信の一端を申
しあげまして皆さまの一
層のご支援ご協力をになう
次第でございます。

市民の皆さま方のご健康
とご幸福とをお祈り申しあ
げ新年のご挨拶といたしま
す。

望に副いつゝあり、また納
税成績の如きも年々向上し
て参りましたことはご同慶
に堪えない處でございます
本年は、一夜よく千里を
走る、と申される寅年でござ
りますので、懸案の各種
教育施設の整備、市道、農
道の改良事業や川原子ダム
及びし尿処理場の早期完成
を始め、土地改良事業並び

明けまして おめでとう	」さいます	市長 麻生 寛道	助役 阿部 末吉	収入役 管野 長蔵	固定資産評価員 黒沢 登
企画審議室長(兼)	阿部 末吉	総務課長 川村 海治	会計課長 安田 光雄	税務課長 斎藤 皆五郎	農林課長 高橋 亨
保健衛生課長 菊地 常正	商工觀光課長 山内 清	建設課長 沢谷 清	市民課長 村上 智雄	福祉事務所長 佐藤 勇市	授産所長 細谷 一
母子寮長 後藤 寛栄	消防署長 東吾	職員一同			

市議會定例會



年頭のおいさつ

業の形態と構造の変化が好むと好まざるとにかゝわらず実現の問題となつて一つくが解決をせまつている有様です。

日本の農業人口は自立して減少の一途をたどっています。

が、農村の人口が都會に流れ、農村村の人口が老朽化し婦女子化してゐる事はこれら日本の農業構造の上からみた重大な幾多の問題を投げあたえております。それに加えて戦前70%を占めた專業農家が30%に減り逆に兼業農家が70%以上昇していきます。

しかも兼業農家はあくまでも農地を完全に手放すこと

12%西ドイツの15%イギリスの50%という極端なところまではなつておりますが、農村の人口が老朽化し婦女子化してゐる事はこれら日本の農業構造の上からみた重大な幾多の問題を投げあたえております。

それに加えて戦前70%を占めた專業農家が30%に減り逆に兼業農家が70%以上昇していきます。

労働者になつてゐる有様です。即ちこれでは一家の収入は確保されますが農業の生産性は顧みられることのない現状であります。

又他面協業化等が進められ零細農が四苦八苦して所得の確保を計つておる集団もあり、自立農家が耕地を拡張し機械化等により将来性を確立すべく努力している人々もあります。

農業委員会もまた農民の利益代表機関としてこの問題を解決する責任の立場にあります。

合併農協の青写真をつくり長期に亘る計画をたち農民にしらしむる重大な責任者としての農委の37年度における役割はまことに大なりというべきでしよう。

農業の近代化を表現させたため皆さんのご協力を切

市議会定例会
例会は12月15日
に開会し会期を
5日間として19
日に閉会した。
議案は41件が
上程され審議の
結果第百二十三
号議案昭和36年
度白石市歳入歳
出追加更正予算
は一部修正され、また第九

◎都市計画事業費起債について
◎閑下橋改良事業費起債について
◎義務教育施設整備事業費
◎公営住宅建設事業起債
◎市議会議員の報酬額及び

○市税条例の一部改正する
例の一部を改正する条例
○市職員の給与に関する条例
○市長の任命等に関する条例
○財産の取得及び処分につ
いて
○公営住宅敷地に係る財産
の取得について
○益園公園敷地買収及びそ
の契約の締結について

○財産再建計画の変更について
○昭和36年度白石市歳入歳出追加更正予算
○市財政調整積立金条例の制定について
○昭和36年度財政調整積立金について
○特別会計の設定について
○昭和36年度各種特別会計歳入歳出追加更正予算



年頭のご挨拶

正統編
卷之三

白石市民の皆さん、明けましておめでとうございま
す。

昭和37年の初春を迎えるに当り、謹んで新年のご祝詞を申しあげますと共に皆さま方がご健勝で希望に燃えるよい年をお迎え遊さいましたことを心からお慶び申しあがめます。

顧みますと、昨年は待望の東北本線の電化工事が仙台まで完成、或は東白石駅の開設、蔵王横断有料道路がほとんど完成し、また県立工業高等学校の新設、簡易保険、郵便年金加入者ホームページの建設や工場の誘致決定など、わが白石市にとつましたが、これ偏に市民の皆さま方がそれぞれその職域を通じて、市勢発展のため協力ご尽力下さいました

私はも市議会におきましでは、常に市民各位の生活安定と福祉増進のため、皆さま方のご負託に副うよう市当局をべん躊躇つゝ全力を傾注して努力いたして居りますが、現在白石、福岡両中学校の増築工事に着工中でありますと共に更に教育施設の整備充実、農業基本法の施行に伴う各種事業の推進、観光白石の名にふさわしい施設の充実、特に福島～白石～岩沼間の複線化早期達成など、本年中に必ずるべき事業が山積していくのでござります。

つきましては今后市民の皆さま方の御力に俟つところ大なるものがありますので一層のご支援ご協力をお

『タバコ』は
市内で
買いましょう



昭和37年をむかえて ……新年待望……

新年はともかくとも待
望だ
氣があらたまる
太陽は世界に一つ
その下の平和のために
青空のかなたから来る
大きいなる光のたまに――

この数行の詩は新年を心
から祝福し希望に満ちた年
でありますことを念じています
かえりみれば昨年は國の
内外ともあわただしく全く
困難な問題の山積した年で
あり不安と懸念のうちにあ
げくれました。

わたくしは学校教育、社
会教育の設備並に施設の充
実のため今年はもつと多く
の予算を希望いたします。
加え昭和37年は市教育第
二次五カ年計画の4年目に
あたりもつとも重大な年で
あります。

おかげさまでここ数年来
関係各位並に市民のみなさ
まの御力ぞえにより市内小
て見守りつづけてまいりま

昭和37年をむかえて ……新年待望……

教育委員会委員長
一 宗 谷 関

の整備、白川中学校の移転分校の適正配置、墨内体操場建設、市内全校の完全給食の実施、分級教育、特殊教育、ペソットスクールの振興策、基礎学力の向上、健康管理の徹底化をはからねばなりません。

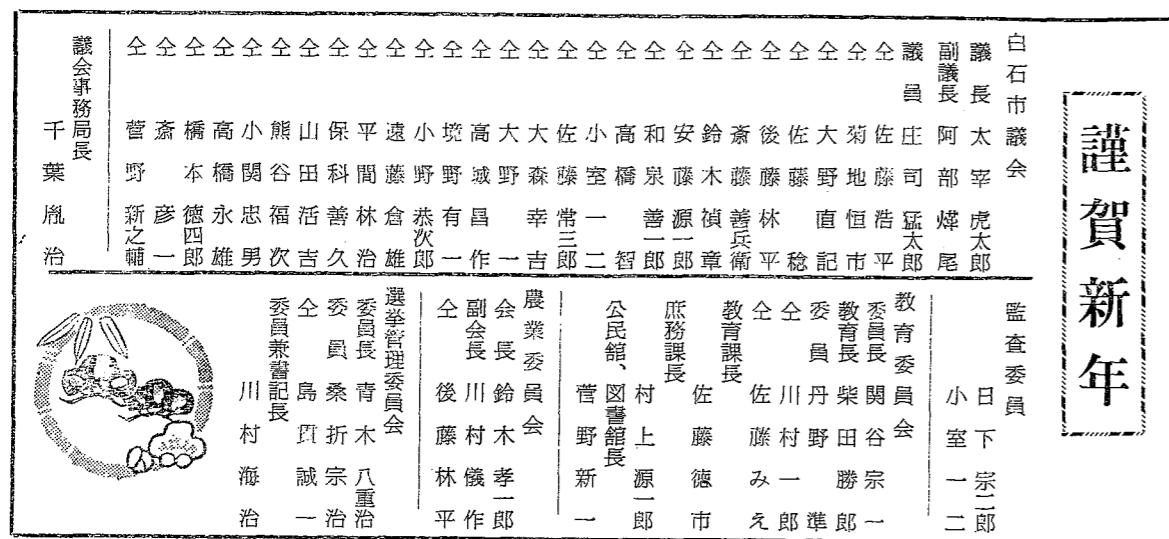
わたくしは常に一日もすみやかに学校環境を整備し完全教育の場をつくりたいと念じています。

又わたくしは社会教育の振興について尚一層の努力をいたさねばならないと考えます。

豈かなそして住みよい町づくりは社会教育、公民教育の振興にあることは申すまでもありません。

わたくしは市の明日をになう次の世代の教育のために又住みよい白石市の建設のために、市民のみなさまの深い愛情とご協力をお願ひいたします。

新らしい年を迎えるにあつて市民のみなさまの御幸福を切に御祈りいたしま



個人事業税の改正についてお知らせ

事業（商業）をなされている方々に課税される個人事業税が昭和36年法律第74号で改正され、昭和37年度から適用されることになりました。改正になった部分の要点は次のとおりです。

◎ 法律で申告期限が3月20日と定められました申告しないと次の各項に記載しているような各種の控除が認められなくなります（事業主控除を除く）思わぬ不利をみることになりますから必ず申告書を提出して下さい。

1. 各種損失の繰越控除と控除

次のような種類があります。

(1) 損失の繰越控除（所得税の青色申告をしている人に限ります）

この控除は従来もありましたが一部改正が行われました。要旨は前年前3年間における事業所得の計算上生じた損失の金額で前年前までに控除されなかつた部分の金額は控除する旨の規定です（所得税で繰戻をうけた場合で繰越控除になります）

(2) 被災棚卸資産の繰越控除（すべての人に認められます）

この控除は(1)と全様従来もありましたが一部改正です。要旨は前年前3年間における事業所得の計算上生じた損失のうち、被災棚卸資産（震災、風水害、火災等によりうけた損失、但保険金損害賠償金等でうめられた金額を除く）の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額を控除する旨の規定です。

(3) 雜損失の繰越控除（すべての人に認められます）

改正の要点は前年前3年間において生じた雑損控除（下の(4)を参照して下さい）の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額を繰越控除する旨の規定です。昭和36年1月1日以後に発生したものから適用されます。

(4) 雜損控除（すべての人に認められます）

改正の要点は直接事業の用に供する資産（例えば土地、建物、機械器具、什器、備品等の固定資産、又は事業用の牛や馬で棚卸資産は含まない）が震災、風水害、火災などの災害や盗難によって損失をうけた場合の金額（保険金、損害賠償金でうめられた金額を除く）が当該個人の事業の所得金額((1)(2)(3)及び事業専従者控除のもの)の10分の1の額をこえるときの当該損失の金額を所得計算上控除する旨の規定です。この場合控除しきれない部分の金額を(3)により繰越控除することになりますがこの控除は申告期限に認められません。

なお(1)(2)については旧法の適用をうけていた個人でなお控除できる額のある人については損失の生じた年に申告があり、その後の年分から36年分以前の年分までの申告につき連続して申告があつたものと見做して取扱うことになります。

2. 事業主控除

従来の基礎控除の名称が事業主控除と変りましたが控除額は従前と同じく20万円です。

3. 事業専従者控除

事業を行う個人と生計を一にする親族（前年の12月31において15才未満の者を除く）で専らその事業に従事しているときは事業からうける給与の金額で従事期間、労務の性質、及び提供の程度、事業の種類及び規模その他の状況に応じ通常うけるべき給与の金額として相当であると認められるものについて次のような控除を行います。

(1) 青色申告者の場合……従事した月数に応じますが80,000円を限度とします。

(2) 全上以外の者の場合 〃 50,000円 〃

但しこの控除は例えば老衰その他の心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されているもの、他に職業のある者とか学校教育法第1条、83条、98条等の学生、生徒の場合（小中、高大生、各種学校の生徒その他）は認められないことになっています。

而しこの場合夜間働ける者、又屋間学生で夜の仕事に従事するもので事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者は控除がうけられます。

以上が改正の要点ですが不明な部分、又具体的な問題等については県税事務所まで連絡下さるようお願いします。